

【対象となる高校生等の生活保護（生業補助）】の受給状況【基準日（7月1日）現在】

※どちらか一方の該当する項目について、チェック（☑）をつけてください。

☐	生活保護（生業扶助）を受給していません。 ⇒【保護者等の収入状況について】を記入してください。
☐	生活保護（生業扶助）を受給しているため、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書を提出します。） ⇒その他必要書類の記入をお願いします。

【保護者等の収入の状況について】

(1)又は(2)から、いずれか該当する項目にチェック（☑）

→ (1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分〔又は、生徒の生計をその収入により維持している者（生計維持者）※2名分〕 ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
②	☐	親権者1名分 ・親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者は除く。 ※ひとり親世帯の生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。 どちらか一方に☑ ☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 … 戸籍謄本等「ひとり親」であることの証明書類の提出が必要です。 ☐ それ以外（DV、養育放棄、失踪等のやむを得ない家庭の事情により1名分の提出不能） … 上記の内容がわかる申立書に加え、裏付けとなる書類の提出が必要です。 ※就学支援金の認定状況や家庭状況の確認のため、在学する学校に連絡する場合があります。
③	☐	未成年後見人（ ）名分…未成年後見人であることを確認できる書類の提出が必要です。 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	主たる生計維持者1名分〔①～③以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合〕 …扶養関係が分かる書類（扶養誓約書）の提出が必要です。
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等 …主たる生計維持者等がないことがわかる書類（扶養誓約書）の提出が必要です。

○課税証明書を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

※記入もれ注意

氏名	生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

→ (2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。※(1)を記入した場合は、記入不要

☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

（静岡県内学校）	休学・復学	☐ 基準日現在休学していない ☐ 月 日復学（基準日現在休学）
	支援対象区分	☐ 就学支援金受給資格者 ☐ 学び直し支援金対象者
	在学等証明	対象生徒は基準日（7月1日）現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日
		学 校 名 学校長氏名

印

※県記入欄	学校	全日制・通信制	支給	区分	生業扶助	非課税	通信制
	生業扶助	未受給・受給	可・否	支給額	52,600円	152,000円	52,100円

(別紙)

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日（7月1日）現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 様式第1号（その1）の「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。

ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ニ (1)③に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。
また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

〔主たる生計維持者の課税証明書等の提出が必要となるケース〕

（例）両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合 等

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

- ・生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

- ・生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（ア）～（エ）に掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（ア）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（イ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（ウ）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

- （エ）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ロ (1)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ (1)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次により記入してください。

- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類を添付してください。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日（7月1日）現在の内容を正しく記入してください。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

在 学 等 証 明 書

下記の者は、基準日※現在、本校へ在学していることを証明します。

※基準日:支給を受けようとする年度の7月1日

氏 名	(ふりがな)
生年月日	平成 年 月 日生
在学年	第 学年
学校の種類 課程・学科	
支援対象区分	☐ 就学支援金受給資格者 ☐ 学び直し支援金対象者 ☐ 専攻科支援対象者

※専攻科支援対象者については、個人対象要件を確認の上、証明書を発行してください。

【休学期間がある場合は、その期間を記入してください。】

年 月 日 ～ 年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日
学校名
校 長
氏 名
印

口座振込依頼書
(兼委任状)

年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

〔申請者(保護者等)〕

住 所	
氏 名	(※自署)

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記へ口座振込によりお支払いください。(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名(該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	支店 出張所 所
預貯金種別(該当するものを○で囲む)	普通	当座
預貯金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

〔口座名義人が申請者と異なる場合、以下の欄について記入してください。〕

口座名義人住所	
口座名義人	※名義人署名(自署)

通帳コピー 貼付け欄 (のり等で貼付けてください。)

*** 金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できるページのコピーを添付してください。**

*** 預金通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやインターネットバンキングの上記の内容が分かる画面の写しでも差し支えありません。**

／＼

記号〇〇〇〇〇 番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇
おなまえ 〇〇 〇〇 様
株式会社ゆうちょ銀行
店名 --- 店番 --- 預金種目普通預金 口座番号-----

年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

委 任 状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等）に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

申請者現住所 (保護者等)		申請者氏名	(※自署)
------------------	--	-------	-------

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振 込 先 金 融 機 関 名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	支店 出張所 所
預 貯 金 種 別	普通	・ 当座
預 貯 金 口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義 人		

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

_____福祉事務所長 印

次の世帯が、令和 7 年 7 月 1 日現在、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）
第 3 6 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
証明書の使用目的			
静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

担当課・担当者名	
電 話 番 号	

年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

扶養誓約書

私が、主として下記の者を扶養している(健康保険法等における扶養被扶養の関係と同等である)ことに相違がないことを誓約します。

扶養者 住 所		高校生等との関係	
氏 名	(※自署)	申請者(保護者等) との関係	
生年月日	年 月 日(歳)		

対象の高校生等		扶養者 との続柄	被扶養者氏名①		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
被扶養者氏名②		扶養者 との続柄	被扶養者氏名③		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
被扶養者氏名④		扶養者 との続柄	被扶養者氏名⑤		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	

県 記 入 欄	高校生徒との関係	取扱い区分
	親権者(両親) ・ 親権者(ひとり親) ・ 生徒本人 主たる生計維持者 ・ 未成年後見人 未成年後見人である里親 ・ その他 ()	主たる生計維持者 生徒本人

年	月	日
---	---	---

静岡県知事 鈴木 康友 様

制服の再購入に係る誓約書兼証明書

申請者氏名	
-------	--

下記の者について、着用を義務付けられている制服が、 年 月 日に発生した（災害名を記載）により喪失（毀損）したことを誓約します。

対象生徒氏名	
在学する学校の名称	
対象生徒との関係	

※罹災証明書等を添付すること。

【学校記入欄】	
当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じることから、上記の生徒については、再度の制服購入が必要であることを証明します。	
年 月 日	
学 校 名	印
学校長氏名	
担当者名	_____
電話番号	_____